

令和4年1月11日

令和4年

上毛町農業委員会1月期定例総会議事録

上毛町農業委員会

上毛町農業委員会 1月期定例総会議事録

1.日 時 令和4年1月11日（火） 午前9時00分

2.場 所 上毛町役場 大会議室

3.出席委員及び欠席委員

出席委員 21名 欠席委員 1名

●出席委員の氏名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	奥野 和浩	○	15番	坪根 和雄	○
2番	水嶋 久夫	○	16番	向本 忠久	○
3番	八坂 龍臣	○	17番	小川 清志	○
4番	宮秋 伸一	○	18番	木下 益美	○
5番	志摩 昌子	○	19番	磯田 三好	○
6番	前田 数彦	○	20番	青島 牧人	○
7番	横山 健一	○	21番	久元 一仁	○
8番	山本 直子	○	22番	福田 政典	○
9番	今瀬 一高	○			
10番	久保 博文	○			
11番	喜多代 洋一	○			
12番	緒方 正行	欠			
13番	松下 隆光	○			
14番	宮本 健一	○			

●事務局 事務局長 垂水 勇治 ○  
林 充彦 ○  
向本 泰一 ○

4.議 案

- 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 議案第5号 非農地判断の決定について
- 議案第6号 空き家に属する農地の指定について
- 議案第7号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更について

5.その他 ・農地パトロール依頼  
・2月期定例総会について

## 会議の経過

令和4年1月11日(火)午前9時00分開会

- 議長 皆さん あけましておめでとうございます。今年もよろしく申し上げます。  
それでは総会に入ります。  
本日は、農業委員会1月期定例総会を開催致しましたところ、委員のみなさまにおかれましては、何かとご多用の中、ご出席くださいます、誠にありがとうございます。  
本日は緒方委員から欠席の連絡がありました。  
上毛町農業委員会会議規則第6条の規定により、定足数に達しておりますので、只今から1月期定例総会を開催致します。  
議事録署名委員の指名をいたします。  
議席11番喜多代委員、議席13番松下委員を指名いたします。  
よろしく申し上げます。  
それでは、議案の審議に入ります。  
議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。  
事務局説明をお願いします。
- 事務局 はじめに、本日の総会後にB分類農地の現地確認を行います。  
今瀬委員、久保委員、志摩委員、久元委員は総会終了後に役場駐車場へ集合をお願いします。  
次に、本日の議案の議案番号ですが、お手許の資料は議案第69号から75号までとじてありますが、年がかわりましたので、議案第1号から7号に読み替えてくださいますようお願いいたします。  
それでは資料の2ページをお願いします。  
議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。  
今期分については賃貸借権16件でございます。  
期間は3年、5年、6年、10年となっております。  
対象作物は水稻等でありまして、面積は田が18,054㎡です。  
筆数は16筆で貸し手8名、借り手7名となっております。  
賃借料でございますが、現金では反当8,600円～13,000円となっております。  
現物では52kgから60kgとなっております。  
次のページから申出各筆一覧表をお付けしております。  
それから、4ページの農業経営基盤強化促進法第18条調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えます。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。  
質疑に入ります何かご意見ご質問はありませんでしょうか  
(質疑なし)

無いようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第1号については、  
原案のとおり可決決定されました。

つづきまして、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による  
農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の5ページをお願いします。  
議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積  
計画の決定についてでございます。

農地中間管理機構を活用した利用権設定でございます。

筆数は1筆です。

期間は10年となっています。

対象作物は麦、大豆でして、面積は田が8,281㎡です。

賃借料でございますが、反当り12,000円となっています。

次のページに各筆明細一覧表をお付けしております。

また、7ページの農業経営基盤強化促進法第18条調査書 議案第2号  
のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると  
考えます。これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。  
質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか  
(質疑なし)

無いようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第2号については  
原案のとおり可決決定されました。

つづきまして、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する  
処分決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の8ページをお願いします。  
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について  
でございます。  
契約の種類は売買で、申請農地は大字宇野540番1、地目は田で  
面積は1,733㎡です。  
譲渡人は、東京都の●●さんで、譲受人は大字宇野の●●さんです。  
譲受人の権利取得後の経営農地面積は、71,446㎡です。  
次のページに農地法第3条調査書を添付しています。  
農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを  
満たしていると言えます。  
位置図・箇所図は10ページから11ページのとおりです。  
申請農地は宇野地区の町道沿いの未整備田です。  
これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。  
本案件については水嶋委員が担当となりますが、いかがでしょうか。

水嶋委員 事務局の説明のとおりです。  
田として稲を植えるということです。宜しくお願いします。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか

喜多代委員 参考のため教えて下さい。反当りどれくらいなのでしょう。

事務局 双方で決めているものです。

喜多代委員 正確な数字でなくていいのですが

議長 ケースによっていろいろあるようです。

事務局 売買の価格ですね。  
今回は価格まであがっていませんが、双方で決めた価格と聞いています。  
対価ですが申請によって幅がありまして、一概にこのくらいとは  
言えません。各案件で開きがあります。

喜多代委員 参考のため聞きたいのですが。将来のために子どもに教えたい。

議長 価格を書いているのがあるでしょう。  
あれが一般的な基準で、双方で話して増減します。この資料に載る場合など

を参考にするのもいいですし、双方の話し合いですね。

議長 他にありませんか。  
無いようなので採決に入りたいと思います。  
本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第3号については、  
原案のとおり可決決定されました。

つづきまして、  
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分の決定に  
ついてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料の12ページをお願いします。  
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定に  
ついてでございます。  
契約の種類は売買で、申請農地は大字下唐原349番1、地目は畑で、  
面積は426㎡です。  
譲渡人は中津市の●●さんで、譲受人は大字垂水の●●さんです。  
理由としては、資材置場及び駐車場用地確保のためです。  
一般基準としての転用の確実性については、事業計画書等により確実と  
思われます。附近農地に対する被害の有無については、隣接農地はなく、  
水利関係者の承諾を得ております。  
農地の区分は、他の農地区分に該当しない第2種農地ですが、  
周辺地域に居住する方の業務上必要な施設であり、集落に接続して  
設置されるものであることから、例外的に許可可能と判断します。  
位置図・箇所図は13、14ページのとおりです。  
申請農地は、大字下唐原の山国川沿いに位置します。  
これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については、私が地区担当となります。  
事務局の説明のとおりですので、審議のほどよろしくをお願いします。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

宮秋委員 家が周りにあるのですが、どんな資材を置くのですか。

事務局 塗装業を営む方でして、資材としては、はしご・足場・塗料等を置くということで  
車両を7台程度、従業員の駐車場のほか作業用のトラック等を置き、  
またトラックの転回スペースで、このくらい必要ということです。

議長 航空写真が違うようですが。

事務局 14ページの写真が現在のとは違います。現在は土地の東側は道路が通っています。

議長 他にないですか。  
無いようですので採決に入りたいと思います。  
本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第4号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして、議案第5号 非農地判断の決定についてを議題といたします。  
事務局説明をお願いします。

事務局 資料の15ページをお願いします。

議案第5号 非農地判断の決定についてでございます。

11月に引き続いて、再生利用が困難とされているB分類農地について4名の委員の方と現地確認を実施しましたので、結果を報告いたします。

大字原井において2筆、上唐原において6筆について、12月10日に、久保委員、山本委員、水嶋委員、福田委員と事務局にて現地を確認しました。

16、17ページは原井379番ですが、18ページの写真のとおり再生利用は困難であり、非農地と判断します。

19、20ページは原井666番ですが、21ページの写真のとおり維持管理されており、農地と判断します。

22、23ページは上唐原794番2ですが、24ページの写真のとおり再生利用は困難であり、非農地と判断します。

25、26ページは上唐原795番1ですが、27ページの写真のとおり再生利用は困難であり、非農地と判断します。

28、29ページは上唐原797番3ですが、30ページの写真のとおり再生利用は困難であり、非農地と判断します。

31、32ページは上唐原2490番ですが、33ページの写真のとおり再生利用は困難であり、非農地と判断します。

34、35ページは上唐原2491番1ですが、36ページの写真のとおり再生利用は困難であり、非農地と判断します。

37、38ページは上唐原2498番ですが39ページの写真のとおり再生利用は困難であり、非農地と判断します。

以上、8筆のうち1筆は農地に戻し、7筆は非農地と判断しましたので、総会の議決を求めます。以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については、農業委員3名と最適化推進委員1名にて、現地確認をしていますので、代表して久保委員より意見を求めます。

久保委員 12月10日に確認に行きました。原井666番は管理されておりました。上唐原794番から797番は竹藪となって再生は困難です。上唐原2490番から2498番は雑草と木が茂っていて再生は困難で非農地と判断しました。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。  
(質疑なし)

無いようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第5号については 原案のとおり可決決定されました。

つづきまして、議案第6号 空き家に付属する農地の指定についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料の40ページをお願いします。

議案第6号 空き家に付属する農地の指定についてでございます。

申請農地は大字垂水1285番5ほか2筆、地目は畑で、面積は計433㎡です。

申請者は所有者の相続人で、大分市の●●さんです。

元となる空き家の空き家バンクの登録は、済んでいます。

農地の利用状況は、一部遊休農地と認められます。

農地と空き家の所有者は同じです。

周辺の農地利用に対しては、集団化や利用集積に及ぼす影響はないと考えられます。

箇所図・位置図は次のページのとおりです。

申請農地は、大字垂水の国道10号線により分断された農地です。

航空写真の右方、ここが元の空き家です

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については、志摩委員が地区担当となりますが、いかがでしょうか

志摩委員 事務局の説明のとおりです。審議のほどお願いします。



議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

喜多代委員 周囲の草刈が大変です。年に1回通知を出したらどうですか。  
農地として管理してくださいと。  
豊前市は草刈して下さいと通知がきます。  
上毛町はそこまでやってないようですが、今後出てくるのでは。  
土地の所有者に対してお願いしますと、通知してほしいです。  
周りの地権者も気持ちがいいのではないのでしょうか。

議長 事務局現状を説明して下さい。

事務局 現地を確認したところ、周囲に雑草がはみ出すということはなく、  
一応の管理はされているようでした。  
ただ耕作はされてないようで、一部遊休農地となっております。  
空き家バンクとセットで取得する場合、耕作面積5反以上の要件が免除されます。  
それで今回、空き家に付属する農地に指定してほしいという申請です。  
その後売買の話がまとまれば、空き家とセットで所有権に移転が可能になります。

議長 草刈とか苦情が来たらどうするのか、説明して下さい。

事務局 現地を確認して、所有者に草刈をして下さいと通知を出すということは、  
これまでもしています。  
また、農地パトロールの際に、委員さんから持ち主に呼びかけてもらうと  
助かります。

喜多代委員 豊前の方に土地があり、管理しないと迷惑がかかると通知がくる。  
豊前市の事を例にして悪いですが、通知してほしいと思い発言しました。

議長 他にないですか ないようなので採決に入ります。  
本議案に賛成の委員の挙手を求めます。  
(委員挙手)  
ありがとうございます。全会一致により議案第6号については、  
原案のおとり可決決定されました。  
つづきまして、議案第7号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な  
構想の変更についてを議題といたします。  
事務局説明をお願いします。

事務局 資料の43ページをお願いします。  
議案第75号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の

変更についてでございます。

資料については、年末にお配りさせていただきましたものをご覧ください。

本日お持ちでない方は予備があります。

「基本構想」とは、都道府県が策定する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方針」に即して、地域の実情を踏まえて市町村が独自に定めるもので、将来の農業経営の目標の設定と、その実現に向けての措置などをあきらかにしたものです。

今回、この変更について皆様にご意見を伺いするものです。

内容について、産業振興課農政係石田係長より説明させていただきます。

石田係長 お手許の資料をお願いします。左が改正前、右が改正後です。

2ページの農業所得が、改正前400万円を390万円に変更しています。

3ページ左の赤字及び農地利用集積円滑事業(農業経営基盤強化促進法(以下、「法」という)第4条第3項)は廃止になっています。

下から5行目の法第14条が法第14条の4に変更になっています。

4ページ農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの「効率」が「効率的」と変更になります。

下の表は各自確認してください。

以下は同様となっています。

議長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

無いようですので採決にはいりたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第7号については、原案のとおり可決決定されました。

以上で本日予定していた議案の審議は終わりました。

その他について事務局からお願いします。

事務局 では、その他について事務局から申し上げます。

先月も申し上げましたが、毎月1日は農地パトロールを実施していただきますようお願いいたします。ぜひとも毎月1回、3月までお願いいたします。

次回2月期の定例総会は2月10日(木)を予定しております。

なお、総会後の農地現地確認は下唐原地区です。

参加いただくのは、宮本会長、今瀬委員、久元委員、向本委員です。

よろしく申し上げます。

事務局からは以上です。

議長 委員の方から何かありましたらお願いします。  
それではこれで1月期定例総会を終了します。

令和4年1月11日 午前9時40分閉会